

美里町 通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

美里町交通安全対策協議会

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月、本町においても各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議した上で、これまで必要な対策を講じてきました。

引き続き、関係機関が連携して、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、「美里町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に安心して通学できる通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路交通安全プログラムの策定にあたって

本町では、平成16年から町内の交通事故防止、交通安全思想の普及及び良好な交通環境と秩序を確立することを目的として、各種団体の代表を評議員とする美里町交通安全対策協議会を設置しています。

通学路交通安全プログラムの策定にあたり、美里町交通安全対策協議会の構成員において協議を行い、今後、本プログラムの推進を図っていきます。

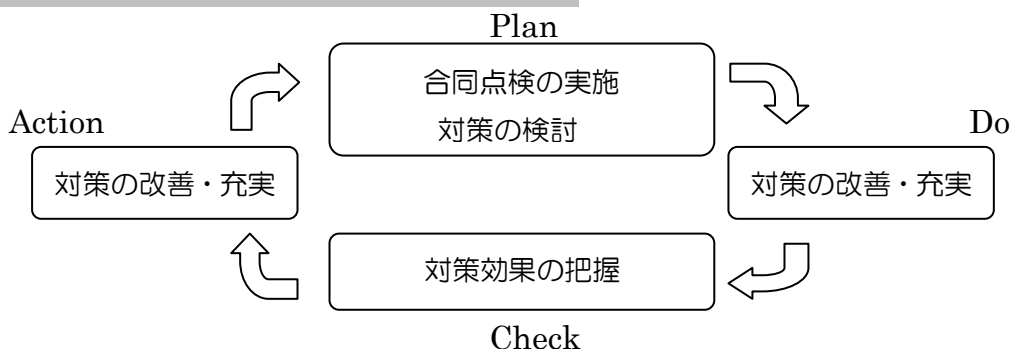
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、危険箇所を的確に把握し、合同点検を継続するとともに、関係機関が連携した対策の検討を行い、対策実施後の効果把握を実施し、更なる対策の改善・充実に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 定期的な合同点検の実施

各小中学校ごとに、通学路の危険箇所を抽出していただき、年に1回、関係機関（学校、道路管理者、警察等）が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに交通安全施設の整備等のハード対策や、交通規制、交通安全教育等のソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図り、箇所ごとの対策を講じていきます。

(5) 対策効果の把握

実施した対策について、対策前と比較して安全性が向上したかなどの聞き取り調査を行い、効果の検証を実施し、効果の把握を行います。

(6) 対策の改善・充実

効果把握の結果を踏まえて、対策内容の更なる改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

各小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページで公表します。